

医療制度改定について

平成18年1月20日に召集された第164通常国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」が提出され、両院における審議を経て、6月14日、参議院において可決・成立しました。

同法律の成立によって、10月から順次、実施されることとなり、主な改正の内容には、次のようなものがあります。

●現金給付の見直し

	改定前	→ 改定後	実施時期
傷病手当金	標準報酬日額の6割	標準報酬日額の2/3	H19.4
出産手当金	標準報酬日額の6割	標準報酬日額の2/3	H19.4
出産育児一時金	1子につき30万円	1子につき35万円	H18.10
埋葬料	標準報酬月額 の1ヶ月分 (最低10万円)	一律5万円	H18.10

●高額療養費の自己負担限度額のアップ
*70歳未満(上位所得者)

改定後	←改定前
80,100円 + 医療費 × 1%	72,300円 + 医療費 × 1%

*70歳未満(一般)

改定後	←改定前
150,000円 + 医療費 × 1%	139,800円 + 医療費 × 1%

●高齢者の窓口負担アップ

実施時期	対象者	窓口負担
H18年10月	70歳以上の現役世代並み所得者(高齢者夫婦世帯で年収約520万円以上、単身者で約380万円以上)	2割 ↓ 3割
H20年4月	70歳~75歳の一般高齢者(上記以外)	1割 ↓ 2割

●保険料関係の見直し
*標準報酬月額の上下限の拡大

	上限額	下限額
改定前	98万円	9万8千円
↓ 改定後	121万円	5万8千円

*標準賞与額上限額の改定

1回当たり200万円	年間540万円
改定前	↓ 改定後

※実施時期は平成19年4月より

●その他の改定

*窓口負担2割の対象者
3歳未満 ↓ 小学校就学前まで

*入院時生活療養費

70歳以上の長期入院者の食費負担の増加

※実施時期は平成18年10月より

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>